

# 第1章 序論

## 1 計画策定の沿革

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、菅茶山が18世紀後半に創始した私塾に始まる。当初は金粟園<sup>きんぞくえん</sup>、現在の場所に移ってからは黄葉夕陽村舎<sup>こうようせきやうそんしや</sup>又は閨塾<sup>りよじゅく</sup>と呼ばれた。後に福山藩の郷校となると塾舎は廉塾、正式には神辺学問所と呼ばれ、多くの塾生を輩出した。塾主を務めた茶山の旧宅とともに、茶山が実践した教育、学問、文芸のあり方を今日に伝える遺跡である。

当時の塾舎・塾関係施設や茶山旧宅が現存することから、1934（昭和9）年に史跡（国指定、以下同様）、1953（昭和28）年に特別史跡の指定を受けており、当時の教育環境を現在に伝える全国唯一の遺跡であることから、多くの見学者が訪れている。

ところが、遺跡は開塾から220年以上経過していることから、国庫補助事業や所有者負担（国庫補助事業に採択されない小修理）で修理事業を繰り返してきたが、各建物とも雨漏り・壁の剥落・建物の歪み等が著しく、早急に全体の復旧・整備を行うことが必要な時期にきている。

このため、「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画」を策定し、適切に保存・管理・整備・活用するための共通方針を明確にする必要がある。

## 2 計画策定の目的

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承すること、それを実現するための指針を示すことがこの保存活用計画策定の第一義の目的である。

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、塾舎・付属施設と塾の経営に晩年まで苦慮した茶山の旧宅が当時の姿を今に伝える特別史跡である。

このため、この特別史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を定めるとともに、将来あるべき姿も提示する中で保存活用計画を策定した。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ア. 特別史跡の基本情報（概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況）を提示する。
- イ. 特別史跡の本質的価値を明確にする。
- ウ. 保存・活用の基本方針を定める。
- エ. 保存・活用の方法を定める。
- オ. 現状変更の許可に関する取扱基準を定める。
- カ. 整備・公開に関する将来像を提示する。
- キ. 運営方法及び体制整備の方向性を定める。

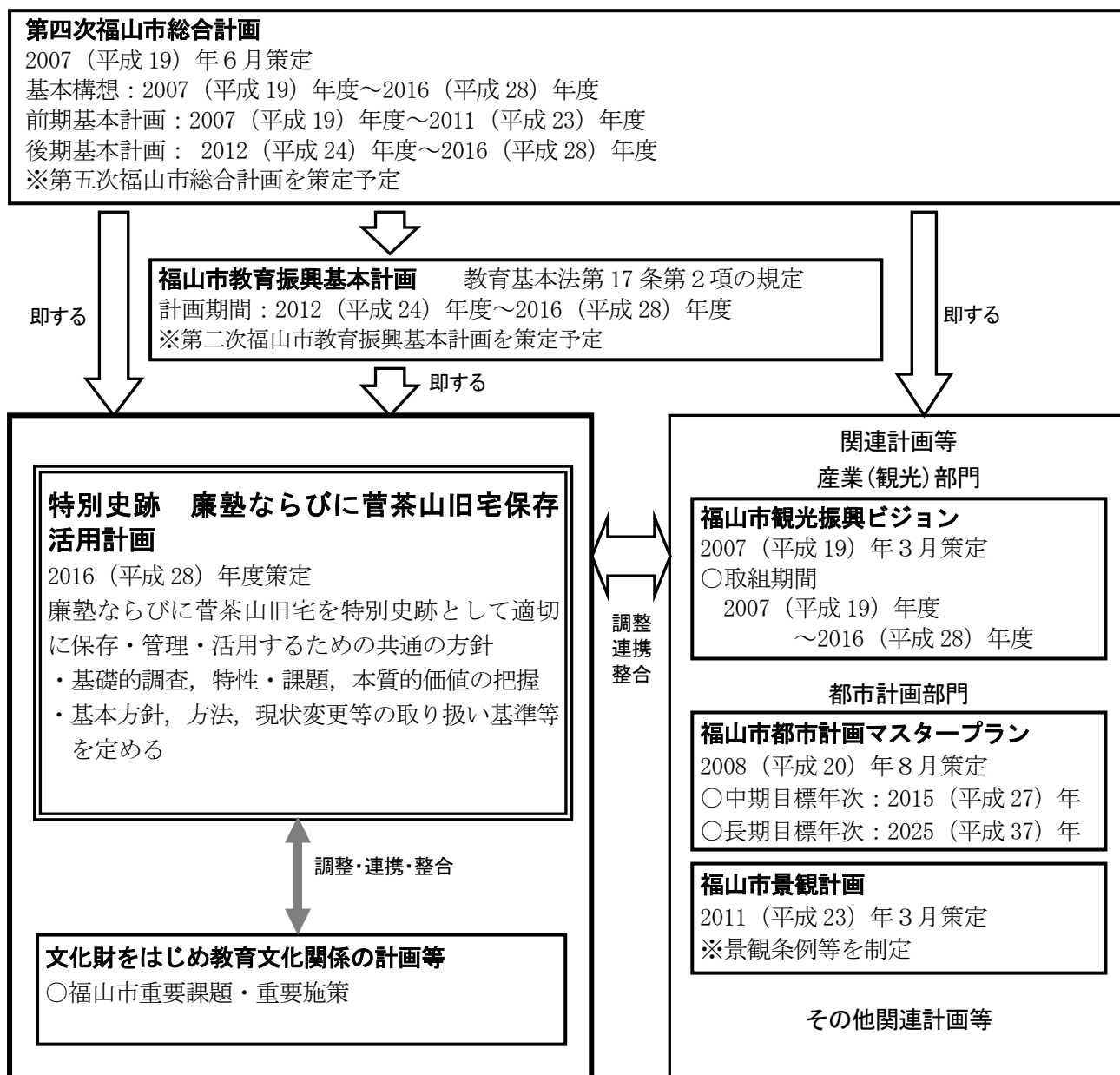
なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅は江戸時代の宿駅として栄えた神辺宿の一角にあり、近世山陽道に面している。

このため、廉塾と菅茶山が福山藩のみならず、当時の宿場町の中で果たした役割と教育者・福山藩儒及び「当世随一の詩人」と言われた漢詩人としての側面も明らかにしていく。また、県史跡に指定されている「菅茶山の墓」の管理・追加指定についても本計画の中に盛り込んでいく。

### 3 他の計画との関係

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、福山市の最上位計画である第四次福山市総合計画(基本構想, 前期及び後期基本計画), 及び教育部門の最上位計画である福山市教育振興基本計画に即するとともに, 関連計画との調整, 整合, 連携を図りながら策定した。



#### (2) 上位計画・関連計画

上位計画・関連計画について, 文化財関係を中心に概要を整理する。このうち, 土地利用や建造物の形態・意匠などの面で, 特別史跡に直接的に関係する福山市都市計画マスタープランと福山市景観計画については, その要点を整理する。

なお, 第四次福山市総合計画, 福山市教育振興基本計画及び福山市観光振興ビジョンについては, 計画期間が 2016 年度 (平成 28 年度) であり, 次期計画の策定においては, 本計画の内容の反映に努める。

## ア 第四次福山市総合計画

第四次福山市総合計画は2007（平成19）年6月に策定しており、大きくは基本構想と基本計画（前期・後期）で構成している。

この中で文化財関係の具体的な取組は、施策別計画「多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）」において明記している。

**施策別計画「多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）」**  
**個性あふれる地域文化の継承と創造～文化財の保護と活用～**  
**<施策>**

- 歴史文化の調査と資料収集
- 文化財の保存・管理と活用

## イ 福山市教育振興基本計画

福山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画であり、2012（平成24）年5月に策定している。

文化財に関しては、基本目標の文化「個性あふれる地域文化の継承と創造」の中の基本施策「文化財の保護と活用」において、第四次福山市総合計画に即して2つの主要施策を明記している。

**基本目標：文化「個性あふれる地域文化の継承と創造」**

**基本施策：文化財の保護と活用**

**○主要施策 ①歴史文化の調査と資料収集**

本市の発展の礎である郷土の歴史文化の価値を顕彰できるよう、埋蔵文化財や民俗文化財など各種文化財の調査、歴史資料の調査収集を行うとともに、重要なものについては文化財指定や登録に努めます。

**○主要施策 ②文化財の保存・管理と活用**

市民が郷土の歴史、伝統文化等の価値を正しく理解し、誇りに感じるとともに、本市の貴重な財産を後世に引き継げるよう、文化財の保存管理に取り組みます。福山城や鞆の浦歴史民俗資料館等の施設においては、指定管理者制度も導入しながら、展示等を通してその活用に努めます。また、情報の提供や学習機会の充実を図り、文化財保護意識の高揚にも努めます。

## ウ 福山市観光振興ビジョン

福山市観光振興ビジョンは2007（平成19）年3月に策定しており、基本理念（観光における将来の都市イメージ）を「ばらと潮風、歴史のかおる 観光交流のまち 福山」としている。

この基本理念のもとに、「磨き高める、伝え広げる、にぎわい集う、もてなし癒す、創り造る」の5つの基本方針を設定し、主な施策・事業を位置づけており、廉塾ならびに菅茶山旧宅や歴史文化に関わる主な施策・事業の幾つかを取り上げる。

- 福山ブランドの確立：観光資源伝承化事業「物語化」の推進
- 観光魅力の創造：魅力ある景観づくり
- 効果的な情報発信：観光情報・発信媒体の整備・充実、情報多言語化の推進
- 観光誘致の促進：広域観光の推進、観光誘客促進体制の整備
- 地域情報の収集・発信：地域情報のデータベース化と発信、ふるさと情報の発信
- 市民あげてのホスピタリティの醸成：人材育成の推進、もてなしの心の醸成と実践
- 受入環境の整備促進：観光関連施設の整備・充実、観光案内機能の整備・充実 など

## エ 福山市都市計画マスタープラン

福山市都市計画マスタープランは、2008年（平成20年）8月策定しており、目標年次は次のようになっている。

○中期目標年次：2015（平成27）年

○長期目標年次：2025（平成37）年

また、福山市都市計画マスタープランは、大きくは全体構想、地域別構想、今後の都市づくりの推進で構成している。

全体構想では、基本理念として「拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり」、「安心・安全で快適に暮らせる都市づくり」を掲げ、都市づくりの基本目標や将来の都市構造などを明らかにしている。

地域別構想では、市域を6つの地域に分け、それぞれにおいてまちづくりの方針などを明らかにしており、このうち特別史跡を含む地域が北東地域である。

### <全体構想>

#### 基本理念

- 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり
- 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり

#### 都市づくりの基本目標

- ・安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立
- ・市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立
- ・拠点性と求心力のある中心市街地の確立
- ・機能的で秩序ある集約型都市構造の実現
- ・自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成
- ・地域環境に配慮した循環型社会の形成

#### 将来の都市構造

- ・様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造の形成
- ・段階的な都市拠点の形成：地区拠点、地域拠点、都心地区

### <地域別構想（北東地域）>

#### 北東地域 ※特別史跡を含む地域

##### <位置づけ>

恵まれた自然環境や農地を有しているほか、中世から神辺城の城下町、山陽道の宿場町としての長い歴史と、菅茶山や葛原しげるを輩出するなど、歴史と文化の薫りが残る地域

また、繊維関連産業の発達に加え、電子・電気関連企業が集積する産業基盤を有しており、近年は都市基盤整備の進展に伴い、日常生活サービス機能の充実が進んでいる地域

##### <テーマ>

豊かな自然と歴史や文化に囲まれ、職・住が近接した環境の中で、住みやすさを実感できる地域づくり

##### <まちづくりの方針>

※特別史跡関連部分の抜粋

##### ■施設整備の方針

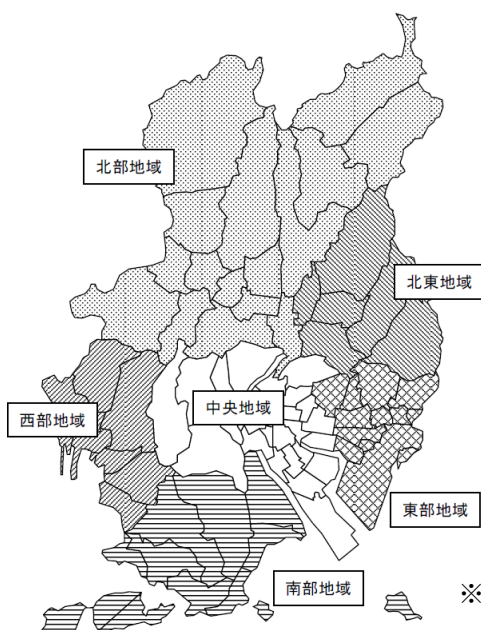
○市街地にある狭あい道路については、歩行者の安全確保や緊急車両等の円滑な通行に配慮し、計画的な道路の整備を進めます。

##### ■地域環境の保全・整備の方針

○市街地周辺に残る良好な樹林地や優良な農地については、その保全に努めます。

##### ■都市景観形成の方針

○神辺本陣や廉塾、菅茶山旧宅のある周辺においては、落ち着きと歴史的情緒のある景観の形成を図ります。



※区分線は小学校区を示す

## オ 福山市景観計画

福山市景観計画は、都市計画マスタープランとの適合を図り、2011（平成 23）年 3 月に策定しており、福山市の景観の特性を整理したうえで、景観計画の区域と方針、景観づくりに向けた取組を明らかにしている。

景観計画の区域と方針では、都市計画マスタープラン同様、6つの地域を設定し、このうち特別史跡を含む北東地域においては、次のような方針を設定している。

### 景観計画の区域と方針（北東地域）

※北東地域：特別史跡を含む地域

#### <景観の特性と課題> ※特別史跡関連部分の抜粋

- 観音山、権現山などの山並み、市街地を囲むように広がる丘陵地などが、地域の背景となるみどりを形成しており、豊かな自然が感じられます。
- 高屋川や箱田川など地域を流れる河川やその支流では、周辺のため池や農地などと一体となり潤いが感じられます。
- 神辺本陣や廉塾・菅茶山旧宅などの周辺では、人々の暮らしと調和した歴史的な雰囲気と落ち着きが感じられます。また、西国街道（旧山陽道）や古代山陽道などの旧街道沿いには、備後国分寺をはじめ、歴史・文化的な資源が数多く残されており、旧街道の面影を今に伝えています。

#### <具体的な景観づくりの方針> ※特別史跡関連部分の抜粋

##### ■多様な自然を身近に感じられる景観づくり～「みどり」・「水」を守る～

- 観音山、権現山、黄葉山などの山並みや山腹、丘陵地などは、市街地や集落地の背景となるみどりとして保全し、豊かな自然を感じられる景観をめざします。
- 高屋川、堂々川などの河川空間やため池の周辺では、水辺の自然地や水性動植物の保全・保護、親水機能の向上・創出などにより、潤いのある水辺の景観をめざします。

##### ■貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり～「心に残る眺め」を大切にする～

- 神辺本陣や廉塾・菅茶山旧宅周辺などの古い建築物やまち並みをはじめ、歴史・文化的な資源が集積する地区では、その積極的な保全・活用により、地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

#### <北東地域で共有する景観づくりの方針>

- 廉塾・菅茶山旧宅や神辺本陣、備後国分寺など、古い街道筋に残る歴史・文化的資源を活かした趣のある景観をめざします。
- 高屋川をはじめとする水辺や農地などを保全・活用し、豊かな自然が感じられる景観をめざします。

## 4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置と計画策定区域

### (1) 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、福山市の中東部、神辺町の川北地区に位置し、敷地の南には近世山陽道が通り、北側には芦田川水系の一級河川高屋川が流れている。また、JR福塩線神辺駅から北東へ約1kmの距離にある。

この一帯は近世山陽道神辺宿の名残をみせる町並みが形成されており、その中で廉塾ならびに菅茶山旧宅は、歴史的景観をより特徴づけている。

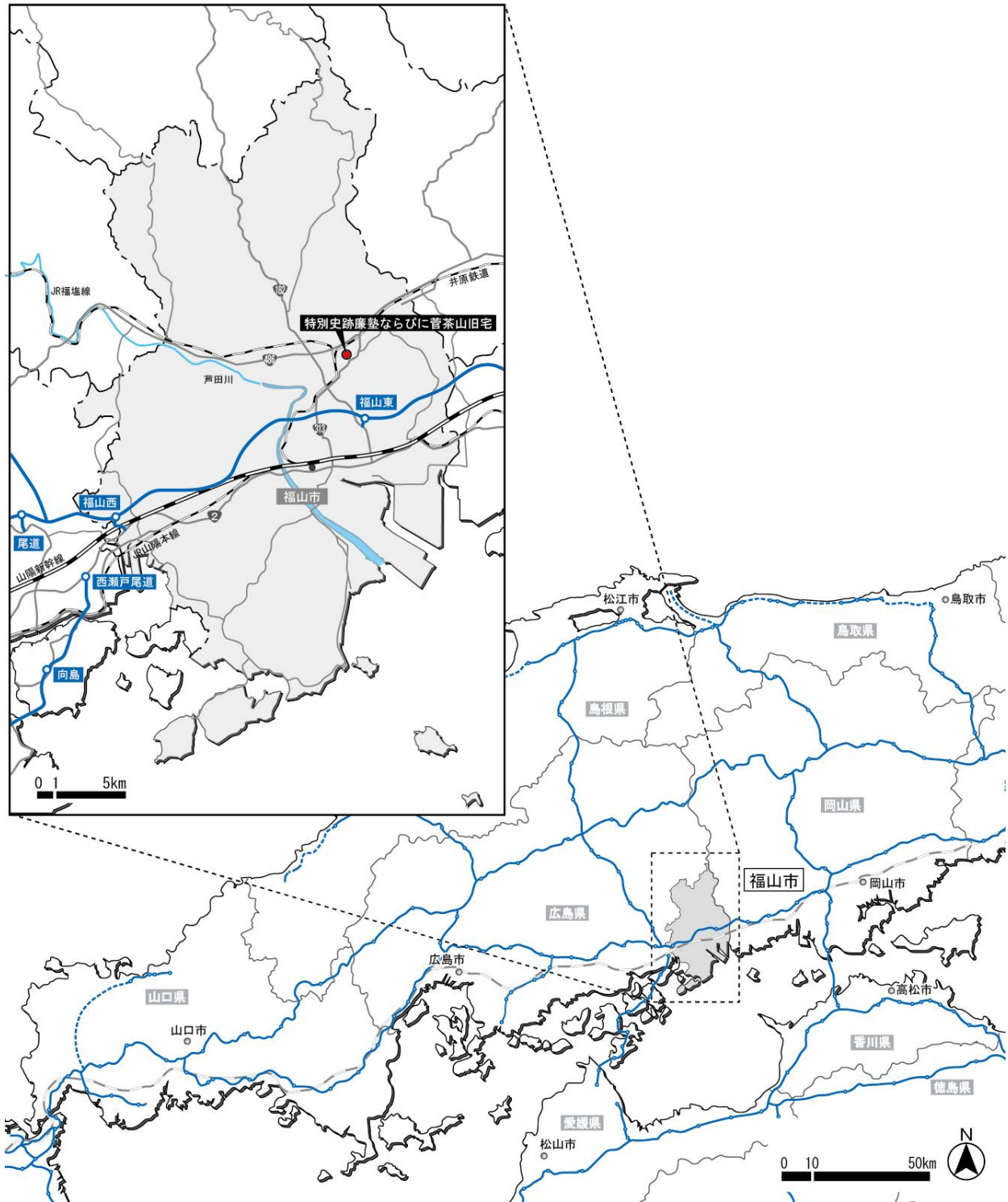


図 1-1 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置

## (2) 計画策定区域

本計画の計画策定区域は、特別史跡の指定地とする。

また、本計画の策定においては、神辺宿の名残を残す近世山陽道の町並みやその周辺、及び指定地内から見渡せる借景、山並み等を計画関連区域とし、必要な調査を実施する。

さらに、福山市全体で文化財や文化施設等の立地状況などを把握し、活用などを検討する基礎資料とする。

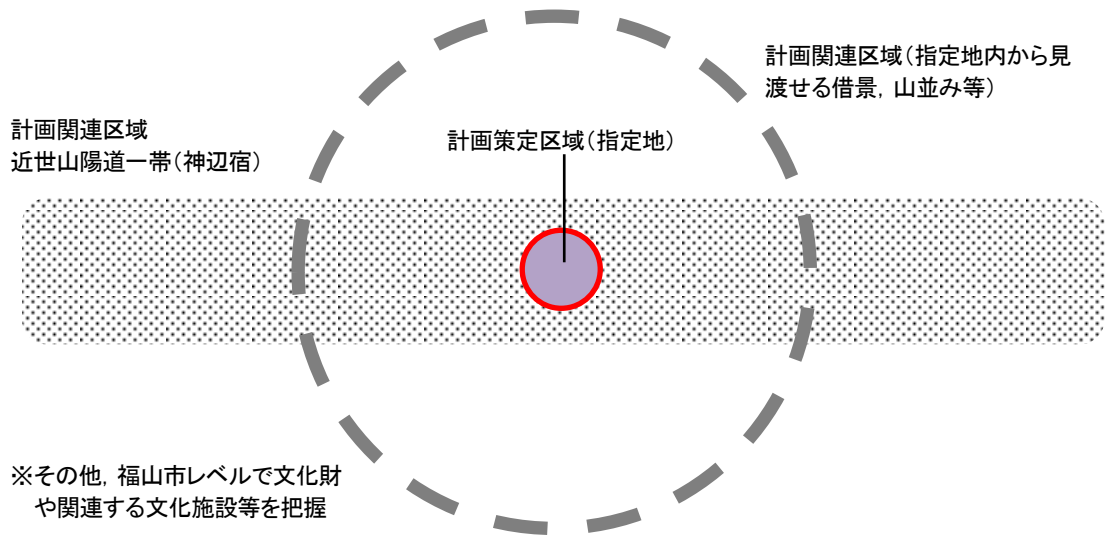


図 1-2 計画策定区域と計画関連区域等

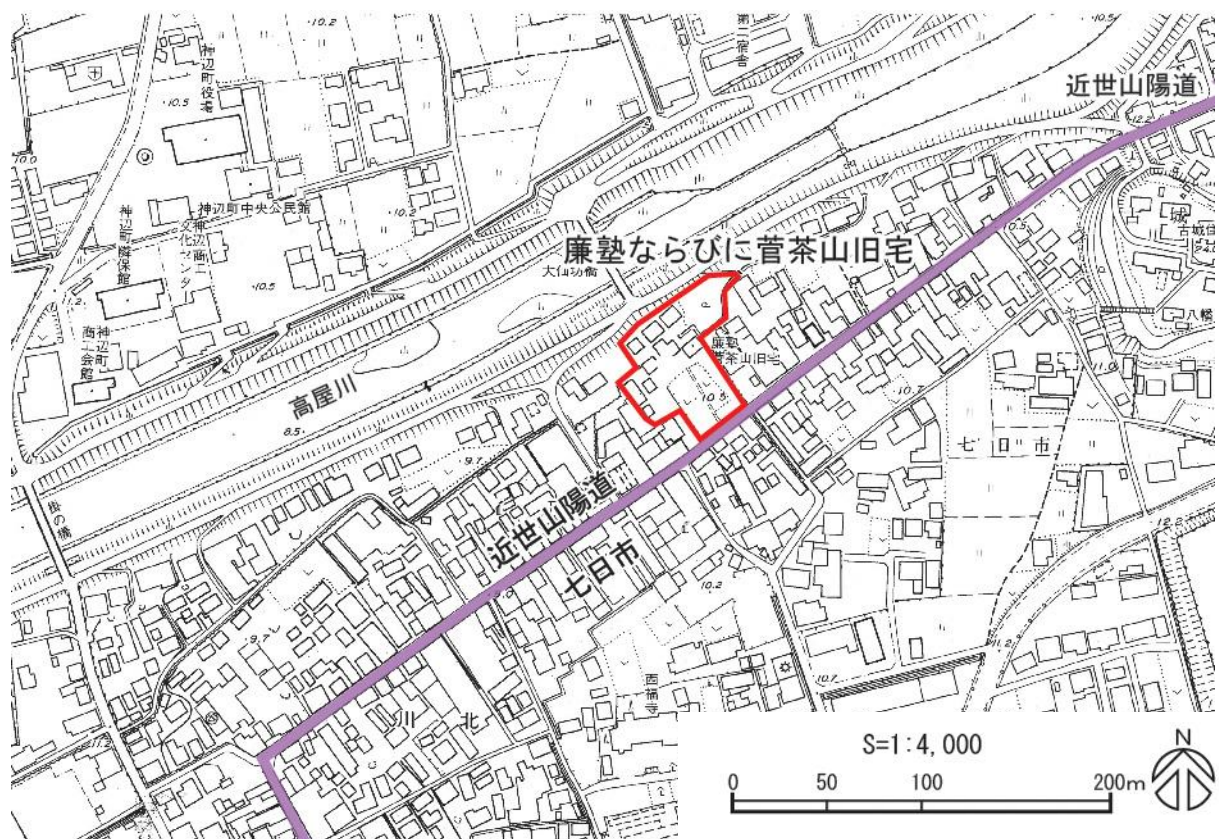


図 1-3 特別史跡の指定地（計画策定区域）と近世山陽道

## 5 委員会の設置・経緯

### (1) 委員会の設置

適正な保存活用計画の策定にあたっては歴史学、建築学、造園学、考古学の分野の学識経験者、及び所有者、地元代表からなる「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員会」(以下「本委員会」という。)を設置し、オブザーバーとして文化庁、広島県教育委員会職員の出席をいただき、その指導・助言を受けながら策定した。

〈委員〉

(敬称略)

名 前	役職等
かまた てるお 鎌田 輝男 (委員長)	福山大学名誉教授 福山市文化財保護審議会副会長
うの けんじ 鵜野 謙二 (副委員長)	菅茶山遺芳顕彰会会長
うちだ かずのぶ 内田 和伸	独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長 元文化庁文化財部記念物課整備部門文化財調査官
えづら つぐと 江面 嗣人	岡山理科大学工学部建築学科教授 元文化庁伝統的建造物部門主任調査官
おかの まさし 岡野 将士	広島県立歴史博物館主任学芸員
さとう あきつぐ 佐藤 昭嗣	元岡山商科大学経営学部教授 福山市文化財保護審議会会長
すが ともゆき 菅 知之	「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅」所有者

【選任期間】 2015年(平成27年)7月1日から2017年(平成29年)3月31日

〈オブザーバー〉

佐藤正知 文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官

中村光則 広島県教育委員会管理部文化財課文化財保護主事(2015年度(平成27年度))

西村直城 広島県教育委員会管理部文化財課課長補佐兼埋蔵文化財係長(2016年度(平成28年度))

〈事務局〉

三好 雅章 福山市教育委員会教育長

小畑 和正 福山市教育委員会文化スポーツ振興部長(2015年度(平成27年度))

佐藤 元彦 福山市教育委員会管理部長(2016年度(平成28年度))

畑 信次 福山市教育委員会管理部文化財課長

檀上 浩二 福山市教育委員会管理部文化財課課長補佐兼次長

福島 政文 福山市教育委員会管理部文化財課調整員

野村 友規 福山市教育委員会管理部文化財課主事

平林 工 福山市教育委員会管理部文化財課主事(担当)

小野 多恵 福山市教育委員会管理部文化財課嘱託

〈コンサルタント〉

山下 和也 株式会社 地域計画工房



## 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員設置要綱

### (設置)

第1条 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用について意見を求めるため、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員（以下「委員」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員は、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

### (委員)

第3条 委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

3 教育長は、必要と認めるときは、オブザーバー若干名を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任した日から保存活用計画の策定が終了した日までとする。

### (会議)

第5条 委員の情報共有及び意見交換の場として、会議を設ける。

2 会議は、教育長が招集する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (委員長等)

第6条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、教育長が指名する。

2 委員長は、会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (報酬)

第7条 委員の報酬は、出席報酬とし、その額については、予算の範囲内で別に定める。

### (事務局)

第8条 会議の庶務は、教育委員会管理部文化財課において行う。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、2015年（平成27年）5月20日から施行する。

## (2) 計画策定の経緯

本委員会は、2015年度（平成27年度）2回、2016年度（平成28年度）2回開催した。  
本委員会の経過は、次のとおりである。

### 【第1回委員会】

日 時：2015（平成27）年9月24日（木）  
場 所：神辺公民館 研修室  
内 容：保存活用計画の基本的構成（目次）について  
「第1章 序論」について  
現地調査



会議風景



現地調査風景

### 【第2回委員会】

日 時：2016（平成28）年1月27日（水）  
場 所：広島県立歴史博物館 研修室  
内 容：第1章 序論の報告  
第2章 特別史跡を取り巻く環境の検討  
第3章 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の概要の検討



会議風景

### 【第3回委員会】

日 時：2016（平成28）年10月6日（水）

場 所：福山市役所12階 121会議室

内 容：「第1章 序論～第3章 特別史跡の概要」の修正・追加（※目次の一部修正）  
「第4章 特別史跡の本質的価値」～「第9章 整備」



会議風景

### 【第4回委員会】

日 時：2017（平成29）年2月1日（水）

場 所：広島県立歴史博物館 研修室

内 容：「第1章 序論～第9章 整備」の追加・修正  
「第10章 運営・体制の整備」～「第12章 経過観察」



会議風景

## 6 計画の実施

本計画は、2017年度（平成29年度）から実施することとする。

計画の実施に関わる今後の展開については、「第11章 施策の実施計画の策定」で示しているが、基本的な手順は、「保存活用計画の策定⇒整備基本計画の策定⇒発掘調査⇒実施設計⇒復旧・整備事業」を予定しているとともに、こうした流れと調整しながら、適切かつ持続的に保存・活用を図ることとする。